

封

鳴沢村告示第18号

景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項の規定により、景観計画を定め
たので、同法第9条第6項の規定により、次のとおり公告し、当該景観計画の図書を
公衆の縦覧に供する。

平成27年9月18日



鳴沢村長 小林 優

- | | | |
|---|---------------|---------------------|
| 1 | 景観計画の名称 | 鳴沢村景観計画 |
| 2 | 景観計画を定める土地の区域 | 鳴沢村全域 |
| 3 | 効力の発生する日 | 平成27年10月1日 |
| 4 | 景観計画の縦覧場所 | 鳴沢村1575
鳴沢村役場企画課 |